

# 議員団 ニュース

日本共産党平塚市議会議員団

電話 0463-23-1111 (内線 2375)

平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No. 1367 2016年7月31日発行

日本共産党平塚市議会議員団

団長 高山和義

電話・fax 31-4638

k.takayama@mb.scn-net.ne.jp

渡辺敏光

電話・fax 31-6431

w-toshi@agate.plala.or.jp

松本敏子

電話・fax 59-4607

mail@matsumoto-toshiko.jp

日本共産党議員団の法律相談  
次回は9月15日(木)です。

午後4時～6時(要予約)

8月は休みます。

## 6月議会 地域交通対策について

質問：松本敏子議員

**= 買い物や病院に気軽に  
行ける地域交通を =**

地域の高齢化に伴って、急な坂道があったりバス停が遠い地域では、コミュニティバスの運行や、安価で利用できるデマンド型バスなどを求める声は何年も前から出ていますが、一向に進んでいきません。

6月議会で、進まない理由は何か、市はどのような地域公共交通を進めようとしているのか、いつ頃までに形にしていくのかについて質問しました。

**市は「近くのバス停までの接続」を想定**

市は、「具体的には公共交通が不便な

地区を巡回して、付近の主要なバス停までを接続するルート等を想定している。しかし、地域の要望は、自宅付近から病院等の長い区間の運行であることや、交通事業者の運行路線との兼ね合いなどの課題があり、導入に至っていない」と答弁しました。

**持続可能な地域交通**

市は、将来にわたり持続可能な交通にしていくためには、地域が主体となり、行政や交通事業者などと連携し、それぞれの立場で、必要な役割を進めていくことが重要であると答弁しました。

「地域が主体」というのであれば、市の地域交通の考え方をしっかり示し、住民

は、何だったらできるのか、何が専門家の知識や免許がないとできない部分なのかという、見える形で説明してほしいと求めました。

**今年度中に考え示す**

市は、「やり始めたら継続して運行できること。その継続した地域公共交通を実現するために重要なのは採算性と運営の体制である。そのためにはどういうことをやっていけばいいのか、何が必要なのかという考え方を示し、地域の中で議論ができるよう、今年度中にまとめて発信したい」と考えを述べました。

秦野市で実施している  
コミュニティタクシー「かみちゃん号」



**= 障がい者の「タクシー利用  
助成券」は近くで受け取れる  
ように =**

平塚市では、身体障害者手帳を所持している方で下肢、体幹、視覚および内部障がい者で1・2級の方、療育手帳A1・A2を所持している方、精神障がい

者保健福祉手帳1級を所持している方に、600円の利用券を月3枚(年36枚)を配布しています。

しかし、市役所まで取りに行かなくてはならない。家族がいない世帯では、タクシーで往復4000円以上かかったという人、近所の人の車に乗せてもらって行ってきたという人、様々です。タクシー券は障がいをもった方々にとってかけがえのないサービスであると同時に、市役所まで受け取りに行くということがいかに大変なことか。6月議会で、制度の趣旨にかなった配布方法を求めました。

市は、自動車税の減免を受けていないことを交付条件の1つとしており、このため、障害者手帳により、減免申請の有無を確認する必要があることから、窓口交付としている。市役所に来庁することが難しい方が居られることは、充分認識をしている。県内各市町を参考に、本市の実情にあった交付方法を調査、研究していきたいと答えました。

**タクシー利用助成券もっと増やして!**

平成26年度の交付者数は1,060人で、年間利用率は約74%と、障がい者の生活に重要な事業となっています。市は、毎年障がい者団体から交付枚数の増加の要望が来ていることも明らかにしました。

「他自治体を見ると、様々な工夫をしている事例もあり、本市の利用実態を把握し、財政状況を踏まえ、実情にあった助成方法となるよう進めていきたい」と答弁しました。

# 福祉タクシー券

	障害の内容		交付枚数	持っていくもの	備考	受け渡し場所
平塚市	身体障がい者手帳所持し、下肢・体幹、視覚、内部障がい者の1・2級。療育手帳A1、A2。精神1級の手帳を持つ方	タクシー利用助成券	600円券×3枚(年36枚)	該当する手帳、印鑑	2万1600円	障がい福祉課
厚木市	身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1、A2または指数35以下の人。身体障害者手帳3級で、かつ指数50以下の方。精神1級の手帳を持つ方。障害福祉サービス受給者証	福祉タクシー利用券	600円×月4枚(年48枚)	該当する手帳、印鑑	2万8800円	障がい福祉課
横浜市	身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1、A2または指数35以下の人。身体障害者手帳3級で、かつ指数50以下の方。精神1級の手帳を持つ方。ただし65歳以上になって交付された方は対象外。	福祉タクシー利用券	500円券×7枚(年84枚) 対象者のうち、人工透析週3回通院している方には168枚交付。		4万2千円(透析の人は8万4千円)	各区の福祉保健センター
川崎市	身体障がい者手帳1級、2級。知能指数35以下の人。身体障害者手帳3級で、かつ指数50以下の方。精神1級の手帳を持つ方。	障がい者福祉タクシー利用券	500円券×7枚(年84枚) 人工透析週3回通院している方は168枚交付。	2つ以上手帳を持っていたらすべてを持参。朱肉の印鑑	4万2千円(透析の人は8万4千円)	各区役所、地区健康福祉ステーション
相模原市	身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1・2の方。指数35以下の人。精神1級・2級の手帳の方。小児慢性特定疾患の方。指定難病の方。	福祉タクシー利用助成・	500円券×月6枚(年72枚)	該当する手帳、印鑑(朱肉使用の印鑑で障がい者本人のモノ)	3万6千円	緑(中央・南)障害福祉相談課、城山・津久井・相模湖・藤野各保健福祉課
		自動車燃料給油券	給油券1000円×2枚(年24枚)	該当する手帳、印鑑(朱肉使用の印鑑で障がい者本人のモノ)、自動車検査証。運転免許証	2万4千円	
鎌倉市	身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1、A2または指数35以下の人。身体障害者手帳3級で、かつ指数50以下の方。精神1級の手帳を持つ方。(所得制限有り)	タクシー利用料金助成制度	500円の利用券×月4枚(年間48枚)、または普通車初乗り運賃の券3枚×月3枚(年間36枚)	該当する手帳、印鑑、	2万4千円または2万6千280円	障害福祉課、腰越・深沢・大船・玉縄支所
		福祉有償タクシー料金助成	300円×月4枚(年間48枚)	同	1万4400円	
		自動車燃料費助成制度	1500円×月1枚(年間12枚)	該当する手帳、印鑑、免許証と自動車検査証	1万8千円	
横須賀市	身体障がい者手帳1級、2級(聴覚障がいのみの人は除き、ろうあの人を含む)指数35以下の人。身体障害者手帳3級で、かつ指数50以下の方。精神1級の手帳の人。県指定難病医療受給者で重症患者認定を受けている人	自動車燃料給油利用券	600円券×月3枚(年間36枚)(透析を受けている人・年間54枚割増して交付)	車いすを利用しているなど、タクシーに乗れない理由がある人。	2万1600円(透析は3万2400円)	難病は保健所へ。その他は障がい福祉課へ。毎年2月に申請書を送付。
		タクシー利用料金助成制度	600円×月3枚(年36枚)(透析を受けている人には年間54枚割増して交付)		2万1600円	
海老名市	下肢・体幹・視覚障がい1級・2級、上肢・内部障がい1級の方、療育手帳Aの方、又は知能指数35以下の方、特定疾患に罹患している方	福祉タクシー利用券	500円券×5枚(年60枚)	該当する手帳、印鑑(朱肉使用の印鑑で障がい者本人のモノ)	3万円	障がい福祉課専用窓口
秦野市	身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1、A2の人。精神1級の手帳を持つ方。特定疾患受給者証、指定難病受給者証、小児慢性特定疾患受給者証、在宅寝たきり高齢者登録者	福祉タクシー利用券	500円×月4枚(透析週3回以上通院者:72枚)特別障害者手帳受給者:96枚)ただし、自動車税軽自動車税の減免者は半数	印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、福祉タクシー利用申込書	2万4千円(透析の人:3万6千円)特別障害者4万8千円	各公民館
小田原市	要介護3～5の寝たきり高齢者。身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1、A2の人。精神1級の手帳を持つ方。特定疾患受給者証、指定難病受給者証、小児慢性特定疾患受給者証	福祉タクシー利用券	月初乗り料金4枚×12(48枚)腎臓機能障害1級の方は月6枚×12	該当する手帳、介護保険被保険者証	3万5040円(透析:5万2560円)	高齢福祉課 障がい福祉課
伊勢原市	身体障がい者手帳1級、2級。療育手帳A1、A2。精神1級の手帳を持つ方。特定疾患受給者証、指定難病受給者証、	福祉タクシー利用券	月500円×4枚(年48枚)と100円券年間30枚。人工透析の人500円券年間24枚割増。	該当する手帳、印鑑、	2万7千円(透析3万9千円)	市役所へ